

# 交通人材確保特別緊急対策事業支援金の概要

- 新たに人材確保を行った事業者が行う、人材育成に対する支援金を交付
- 新規雇用者1人あたり定額20万円

## 1. 対象事業者

- ・ 路線バス運行事業者
  - ・ 市町村からコミュニティバス等の運行を受託する事業者
- ※ 県内に本社又は営業所を有する事業者  
※ 道路運送法第4条の許可（乗合・貸切・乗用のいずれか）を受けている事業者  
※ 松江市交通局（公営企業）を除く

## 2. 支給要件

- ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日において、新たに運転手（見込）を採用
- ・ 6か月以上継続して雇用し、かつ、県内の本社又は営業所で勤務
- ・ なお、対象者の雇用前の居住地が県内である場合、雇用された日時点において、普通自動車第二種免許及び大型自動車第二種免許（以下、「二種免許」という。）を有していないこと。ただし、雇用を前提として、雇用前に申請者の負担により、対象者が二種免許を取得した場合はこの限りではない。

# 交通人材確保特別緊急対策事業支援金の概要

## 3. 事務スケジュール

← 6か月以上継続して雇用 →

- ① (事業者) 運転手 (見込) の者を採用 (R6. 4. 1~R7. 3. 31)
- ② (事業者⇒県) 事業計画書の提出
  - ・雇用した後に提出
  - ・雇用した者の氏名、雇用前の居住地、二種免許の有無などの確認
  - ・人材育成の取組内容 (予定) の確認 (接遇研修や路上講習の実施など)
- ③ (県⇒事業者) 事業計画の認定
  - ※計画の主な内容に変更が生じた場合、計画の変更申請及び認定を行う  
例) 雇用した者の離職や県外の営業所への配置転換など
- ④ (事業者⇒県)  
支援金の交付申請及び実績報告書の提出
  - ・雇用後6か月以上経過した後、30日以内に提出
- ⑤ (県⇒事業者)  
交付決定及び交付額の確定通知、支払い
  - ※R6. 10~R7. 3に採用した場合でも、R6年度中に  
計画認定を受けていれば、R7年度に支払う

# 交通人材確保特別緊急対策事業支援金の概要

## 4. 問い合わせ先及び事業計画書等の提出先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部

交通対策課 地域交通第一係

TEL:0852-22-6508

FAX:0852-22-6511

メールアドレス:[koutuu@pref.shimane.lg.jp](mailto:koutuu@pref.shimane.lg.jp)

※郵送、電子メール、FAXいずれでも申請可能です。